

特許庁委託事業 知財戦略デザイナー派遣事業

令和 4 年度 派遣先大学募集要領

2022 年 3 月

特許庁

※本募集は、政府が閣議決定した令和 4 年度予算案に盛り込まれている事業に関するものであり、実際の事業実施には当該予算案の国会での可決・成立が必要となりますので、今後、事業内容等に変更が生じる可能性があることを予め御了承ください。

1. 事業及び公募の概要

大学の優れた「知」である研究成果を、広く社会へ還元し、更なる研究の発展や社会実装へとつなげていくために、知的財産権は重要な役割を担います。

本事業では、大学の「知」の取り扱いに精通した知財戦略デザイナーがリサーチ・アドミニストレーター（URA）をはじめとする研究支援担当者とチームを組み、知見やノウハウを共有しながら、知的財産権の保護が図られていない研究成果の発掘を行います。知財戦略デザイナーは、研究者に、その研究成果が大きく花開く、例えば大型共同研究への発展や事業化などの未来展望を提案します。そして、研究者が目指したい未来を実現するため、保護すべき研究成果や知財取得のタイミングなどの知財戦略を研究者目線でデザインし、知的財産権の活用を通じた社会的価値・経済的価値の創出に資する知財戦略策定手法等を検討します。

さらに、本事業全体を通して得られた知見やノウハウを広め、優れた研究成果の発掘、知財戦略に基づく更なる研究の発展や社会実装の推進に取り組む大学を支援していきます。

この度、令和4年度の知財戦略デザイナー派遣先大学を広く公募いたします。

2. 知財戦略デザイナーの活動内容

本事業に参加する大学¹への活動内容は以下のとおりです。常駐型・スポット型の活動内容は同様ですが、受入期間が異なります。詳細は「3. 知財戦略デザイナーの派遣の種類・派遣期間」を参照ください。

(1)大学の研究成果に対する活動

知財戦略デザイナーは、派遣先大学の URA 等²と信頼関係を構築して連携しながら、研究者の研究内容や関連技術の把握、研究者の研究分野における特許出願状況等を把握した上で、以下の業務の範囲内で活動案を積極的に提示し、派遣先大学の合意を得て活動するものとします。

- ① 優れた研究成果を有する研究者の特定
- ② URA等とともに研究者への個別訪問等を通じて、優れた研究成果の発掘やシーズの特定
- ③ 研究者の研究の方向性を確認しつつ、上記シーズを含む研究成果の応用展開及び社会実装に向けた道筋の検討
- ④ 研究の進捗段階に合わせた発明届出、研究の方向性のアドバイス
- ⑤ 上記①～④を踏まえた知財戦略・出願戦略（発明届出、特許出願、ノウハウ秘匿等を含む）の検討・策定・助言
- ⑥ 発掘した研究成果の活用についての検討（企業との共同研究への橋渡し、スタートアップ起業のための準備や起業に向けた助言等を含む）

¹ 学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）で定めるところの大学であること。

² 本事業における URA 等とは、URA の肩書きを持つ者に限らず、研究活動プロジェクトの企画・運営、知的財産の管理・運用等の研究者を支援する業務を行う教職員全般を指します。

(2) 自身の知見・ノウハウ共有

①URA 等への知見の共有

知財戦略デザイナーは、派遣先大学において、URA 等と共に活動することを通じて、自身の知見・ノウハウを URA 等と共有するなど、URA 等の知的財産権に関する専門能力の向上に資する知見共有に取り組みます。

②知的財産・産学連携等に関するセミナーの開催

知財戦略デザイナーは、派遣先大学において、研究者や URA 等を対象として、知的財産や産学連携に関するセミナーを開催することを通じて、派遣先大学の人材に知財戦略デザイナーの知見・ノウハウを共有します。

(3)知財戦略デザイナーの業務に含まれないもの

知財戦略デザイナーは以下の業務は行いません

①本事業の業務とは別に行う業務（弁理士業務等）の利益誘導・利益相反になる行為

②大学と企業等との共同研究・ライセンス等の契約交渉への同席＊

＊ただし、訪問した研究者の知財戦略策定に必要となる場合は、大学からの要望（要書面）に応じて大学と企業等との契約に対する助言は行うことができるものとします。

3. 知財戦略デザイナーの派遣の種類・派遣期間

知財戦略デザイナーの派遣の種類には、常駐型とスポット型との2種類があります。ご希望の派遣の種類を選択し、応募してください（※1）。

知財戦略デザイナーの人件費及び旅費は、事務局が負担しますが、派遣先大学における執務環境整備・消耗品等は、当該派遣先大学の負担となります。

① 常駐型 知財戦略デザイナー 派遣期間	● 派遣協定締結日以降、準備ができ次第～令和 5 年 3 月 23 日（木）までの間で、週あたり 2～3 日
② スポット型 知財戦略デザイナー 派遣期間	● 派遣協定締結日以降、準備ができ次第～令和 5 年 3 月 23 日（木）までの間で、24 日又は 12 日程度（※2）

※1：常駐型知財戦略デザイナー及びスポット型知財戦略デザイナーの両方を希望することはできません。

※2：知財戦略デザイナーと大学との調整により、1 日単位でなく半日単位の派遣も可能です。その場合、半日単位の派遣 2 回で 1 日の派遣を行ったものとみなします。また、事務局と大学との調整により、異なる知財戦略デザイナー（例：2 人を 12 日ずつ）を計 24 日派遣することや、派遣日数を増減することも可能です。ただし、一のスポット型知財戦略デザイナーが 24 日を超えて派遣される場合、超過した日数分のスポット型知財戦略デザイナーの活動経費（謝金、旅費等）は、派遣先大学の負担となります。

4. 派遣先大学が実施すべきこと

派遣先大学には、上記 2. に示す知財戦略デザイナーの活動への協力をお願いいたします。

5. 募集予定数

常駐型知財戦略デザイナー派遣大学：延べ 6 大学程度

スポット型知財戦略デザイナー派遣大学：延べ 14 大学程度

※最終的な派遣先大学の数は、予算の範囲内で調整のうえ、決定します。

6. 応募資格・遵守事項

(1) 応募資格

本事業に応募可能な大学は、以下の応募資格を満たす大学となります。

対象機関	● 科学技術の研究に対する派遣を希望する日本国内の国公立大学* であること * 学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）で定めるところの大学であること ➤ 複数大学連名での応募は不可
必須要件	● 知財戦略デザイナーの派遣を希望する技術分野に対応できる 2 名以上の URA 等が、本事業において知財戦略デザイナーと協働すること ● URA 等の所属部署と産学連携本部等との両方が、本事業への応募に同意していること ➤ 「産学連携本部等」とは、発明届出の審査を行う学内部署を指します。
任意要件	● 知財戦略デザイナーに対して学内用の肩書きを用意可能であること ● 知財戦略デザイナーが発掘したシーズ案件について、必要に応じて特許出願等の組織的支援が出来ること。

(2) 遵守事項

知財戦略デザイナーの派遣に際し、大学は、以下の事項をご了承ください。

知財戦略デザイナーの活動	● 知財戦略デザイナーの執務環境（机、インターネット環境、プリンタへのアクセス権等）と消耗品を派遣先大学が用意すること ● 知財戦略デザイナーが研究者への個別訪問等する際、知財戦略デザイナーと協働する URA 等のうち少なくとも 1 名が同行すること
派遣協定の締結	● 事務局（令和 4 年度本事業の受託事業者）と知財戦略デザイナー受入れに関する協定書等を締結すること
URA 等の会議等への参加	● 知財戦略デザイナーと協働する URA 等のうち少なくとも 1 名を、本事業において開催する以下の会議に原則参加させること ・オリエンテーション（1 回開催予定）

	・意見交換会（少なくとも1回開催予定） ➤ 会議参加にかかる旅費は事務局が負担（Web開催の場合もあり）
活動状況把握への協力	● 事務局による本事業の活動状況把握のため、知財戦略デザイナーの活動状況や活動成果に関する情報を収集・管理し、事務局の求めに応じて提供すること ● 知財戦略デザイナーが事務局に提出する書類について、派遣先大学の受入担当者が確認すること ＜提出書類の例＞ ・活動計画書 ・活動スケジュール ・活動報告書（年度中間と年度末の2回を予定）

※上記応募資格・遵守事項について、知財戦略デザイナー派遣期間中に充足していないことが認められれば、知財戦略デザイナーの派遣を中止することがあります。

7. 選定基準

下記観点の充足度を総合的に評価して派遣先大学を選定します。令和3年度に知財戦略デザイナーが派遣された大学は(1)～(4)について、令和3年度に知財戦略デザイナーが派遣されていない大学は(1)、(3)、(4)について評価します。

(1) 知財戦略デザイナーが円滑に活動できる事業実施体制をとること（応募申込書の「3.」に対応）

- ・知財戦略デザイナーが学内の他部署（特に、研究者の所属部署及び産学連携部門）と連携可能であること
- ・知財戦略デザイナーが上記「2. 知財戦略デザイナーの活動内容」を実施するにあたり必要な学内の情報にアクセス可能であること、等

(2) 令和3年度の活動により成果が得られたこと（応募申込書の「4.」に対応）

- ・上記成果は、令和3年度の活動を通じた新たな課題の気付きも含む。

(3) 知財戦略デザイナー派遣の必要性が明確であること（応募申込書の「5.」対応）

- ・知財戦略デザイナーと協働する URA 等が、知財戦略デザイナーから得たい知見が明確であること
- ・本事業を通じて取り組みたい大学の課題が明確であること

(4) 本事業成果のマイルストーン（計画値、中長期ビジョン）が明確であること（応募申込書の「6.」対応）

- ・本事業を通じて知財戦略デザイナーが発掘したシーズについて、知財戦略を実行する計画値（発明届数、特許出願数、その他社会実装に係る件数）が策定されており、社会実装に係る中長期プラン（例：企業へのライセンスを増やす）が具体的に記載されている

こと。

※なお、令和3年12月10日に公表された「大学の知財活用アクションプラン」³に記載のとおり、地域オープンイノベーション拠点選抜制度（「J-Innovation HUB」）⁴において選定された拠点（大学）については、知財戦略デザイナー派遣事業における派遣先大学の選定の際、優遇措置を受けられます。

8. 公募説明会について

令和4年度派遣先大学の公募説明会を以下のとおり Web 開催いたします。なお、公募説明会の出席は応募への必須条件ではありません。

日時	令和4年3月16日（水）14:00～14:30
場所	Web 開催（参加申込後に URL をお送りいたします）
申込先	件名に「公募説明会参加（大学）」と記載の上、 下記の E-mail アドレス宛に参加者の「氏名・所属・連絡先（E-mail アドレス）」をお送りください。後日、Web 会議（Microsoft Teams）の URL をお送りいたします。 特許庁総務部企画調査課活用企画班 E-MAIL: PAOP10@jpo.go.jp ※「PAOP10」における「0」は、いずれも数字の0です（ローマ字ではありません）。
申込締切	令和4年3月15日（火）18:00

9. 提出書類及び提出期限

提出書類	応募申込書（別添1） ※募集要領、応募申込書等の書類は以下の特許庁ホームページよりダウンロードしてください。 URL：https://www.jpo.go.jp/support/daigaku/designer_haken.html ※ 応募申込書は返却しません。
提出期限	令和4年5月2日（月）18:00 必着
提出先	特許庁ホームページにて必要書類をダウンロードし、以下提出先まで電子メールにて提出してください。 ※ <u>原則、紙媒体での提出（郵送、持ち込み等）は受け付けません。</u> ○提出先：特許庁企画調査課活用企画班 ○E-mail: PAOP10@jpo.go.jp ○件名：【大学応募】大学名（送信年月日） （例）【大学応募】〇〇大学（20210210）

³ <https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211210001/20211210001-2.pdf>

⁴ https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/j_innovation.html

	※応募書類受領の連絡が提出の翌週までにない場合は、お手数ですが、「11. お問合せ先」までご連絡ください。 電子メールで押印書類の送付が難しい場合は、追って原本(押印)を以下の住所に郵送してください。 〒100-8915 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号 特許庁総務部企画調査課 活用企画班 宛 ※封筒に「大学応募：知財戦略デザイナー派遣事業」と朱書きのこと
--	--

10. 選定結果の通知

選定結果は、令和4年6月上旬頃に通知する予定です。

なお、本通知は、令和4年度知財戦略デザイナー派遣事業の受託事業者（事務局）が行います。

※選考結果・選考過程に関するお問い合わせには、お答えいたしかねますので予め御了承ください

11. 留意事項

(1) 応募書類は厳重に管理され、応募書類に記載された大学の内部情報、及び URA 等の個人情報については、派遣先大学の選定、及び事務局・特許庁からの連絡以外に利用されることはありません。

<個人情報のお取扱いについて>

令和4年度知財戦略デザイナー派遣事業の「大学 応募申込書」を参照

(2) 提出された応募書類は「令和4年度 知財戦略デザイナー派遣事業」の事務局に引き継がれます。

(3) 本事業を通して得られる、大学における優れた研究成果の発明発掘や知財戦略策定の知見やノウハウ等は、機密情報及び個人情報を除いて事例集としてとりまとめる予定です。該事例集は公表される予定であること、ご了承ください。

12. お問合せ先

特許庁企画調査課活用企画班担当 八木、松平

TEL: 03-3592-2911 （受付時間：平日 10：00～17：00）

e-mail: PAOP10@jpo.go.jp

※ただし、人事異動等があった場合には、新たな職員が担当する。

以上